

平成 25 年 6 月 6 日  
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

## 着用で体にしみができたブラジャー

### 1. 依頼内容

「3 枚セットのブラジャーを購入し、約 1 カ月着用したところで、黒いしみが、縫い目が当たる両脇にできているのに気づいた。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

### 2. 調査

この商品は、ナイロンとポリウレタンを混用したものです。使用者の、ブラジャーの裾付近の前身頃と後身頃が縫い合わせられていた部分が当たる位置の脇腹に、しみができていました。

写真 1. ブラジャーをダミー人形に着用させた様子



写真 2 に示すように、当該の縫い合わせ部は、生地を重ねるが他の部位よりも多く、また、写真 3 に示すように身頃の生地の糸が表面に飛び出していました。飛び出していた糸の材質を FT-IR(フーリエ変換、赤外分光光度計)にて確認したところ、ナイロン糸(芯糸にポリウレタン糸)が使われていると推測されました。

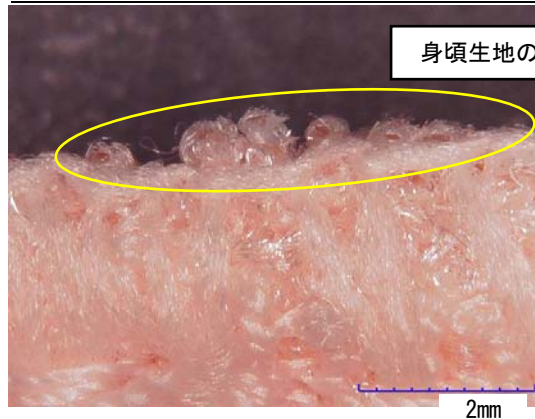
写真2. 縫い合わせ部の外観



裾の縫い合わせ部(丸印部分)は、他の部分より生地を重ねが多く、硬かった

※黒い部分(丸印内)は、しみのできた部位(脇腹)に当たる部分としてマーキングされた箇所。

写真3. 縫い合わせ部からの糸の飛び出し



※写真3は、当該品と同型の商品のもの。当該品も同様に身頃の糸が飛び出していた。

衣服による物理的的刺激は、皮膚障害の原因のひとつとなります。また、ナイロン製のタオルなどの硬いもので皮膚を擦りすぎると、摩擦刺激により皮膚に色素沈着がおきる(摩擦黒皮症)ことが知られています。

相談者がこの商品を着用しても、裾部分は体に密着していませんでしたが、裾部分の縫い合わせ部は生地を重ねで硬くなっており、また、飛び出していたナイロン糸が相談者の動き等により繰り返し皮膚に接触、摩擦することで、皮膚障害につながった可能性が考えられました。このため、皮膚への物理的的刺激を和らげるための対策が望まれました。

### 3. 解決内容等

依頼センターから販売者に対して、テスト結果を報告したところ、製造元と検討し、裾と肩部分の縫製を変更したほか、裾部分は縫い合わせ部を露出しない仕様としたという報告がありました。また、相談者には商品代金が返金されました。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165